

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年 通商産業省令第54号）（以下「主務省令」という。）第4条第2項第1号及び「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省）において、環境影響を受けるおそれがある範囲は事業実施想定区域の周囲1kmの範囲とされている。本章においては、安全側としてより広い範囲での地域特性を把握するため、基本的な調査対象範囲を、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲とした。

ただし、動物の生息状況及び植物の生育状況の基本的な調査対象範囲は、事業実施想定区域が含まれる2次メッシュとした。なお、上記のうち植生及び生態系の状況については、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲を基本的な調査対象範囲とした。

また、「3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場及び景観の状況」のうち、景観については「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角1°を下回る距離として、安全側の予測となるよう風車の最大高さを152m^{注)}とし、事業実施想定区域及びその周囲9kmの範囲を基本的な調査対象範囲とした。

注) 海面から基礎接合面までの高さを考慮し、152mとした。

表 3.1-1 (1) 基本的な調査対象範囲における自然的状況の概況

項目	地域特性
気象	基本的な調査対象範囲において、気象観測所は設置されていない。
大気質	基本的な調査対象範囲において、大気環境調査の為の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局は設置されていない。 平成28年度の唐津市における大気汚染に係る苦情の受付件数は0件であった。
騒音	基本的な調査対象範囲において騒音の状況に関する情報は得られなかった。 平成28年度の唐津市における騒音に係る苦情の受付件数は2件であった。
超低周波音	基本的な調査対象範囲において、超低周波音に係る調査は実施されていない。 唐津市を含め佐賀県では超低周波音に係る苦情の受付件数は集計されていない。
振動	基本的な調査対象範囲において振動の状況に関する情報は得られなかった。 平成28年度の唐津市における大気汚染に係る苦情の受付件数は0件であった。
水象	基本的な調査対象範囲には河川は存在していない。 基本的な調査対象範囲は、玄界灘に面している。 基本的な調査対象範囲には潮位観測所が存在していない。 基本的な調査対象範囲において流況の調査はされていない。 基本的な調査対象範囲において波浪観測所は存在しない。

表 3.1-1 (2) 基本的な調査対象範囲における自然的状況の概況

項目	地域特性
水質	<p>基本的な調査対象範囲において河川の人の健康の保護に関する項目及び生活環境の保全に関する項目の測定は行われていない。</p> <p>基本的な調査対象範囲においては、「玄海漁場環境調査」(平成 30 年、佐賀県)により、表層水温、表層塩分、表層溶存酸素、プランクトン量及び透明度の測定が行われている。</p> <p>基本的な調査対象範囲において、地下水の水質測定は行われていない。</p> <p>平成 28 年度の唐津市における水質汚濁に係る苦情の受付件数は 6 件であった。</p>
水底の底質	<p>基本的な調査対象範囲において水質、底質、地下水に係るダイオキシン類の調査は実施されていない。また、海域に係るダイオキシン類の調査は実施されていない。</p>
土壌	<p>事業実施想定区域に近接する向島は湯島統及び上場 2 統が分布している。</p> <p>基本的な調査対象範囲は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域や形質変更時届出区域に該当しない。</p> <p>平成 28 年度の唐津市における土壌汚染に係る苦情の受付件数は 1 件であった。</p>
地盤	<p>基本的な調査対象範囲において地盤沈下に関する調査は実施されていない。</p> <p>平成 28 年度の唐津市における地盤沈下に係る苦情の受付件数は 0 件であった。</p>
地形	<p>事業実施想定区域に近接する向島には丘陵地(Ⅱ)(起伏量 100m 以下)及び崖が存在している。</p> <p>事業実施想定区域は水深 5m~25m の範囲に位置する。</p>
地質	<p>事業実施想定区域に近接する向島は、概ね玄武岩であり、一部泥岩・砂岩互層が存在する。</p> <p>事業実施想定区域は大部分が岩であり、その周辺は概ね粗粒砂が分布している。</p>
重要な地形及び地質	<p>基本的な調査対象範囲において重要な地形及び地質はなかった。</p>
動物	<p>基本的な調査対象範囲において、重要な鳥類 10 種、両生類及び爬虫類 6 種、昆虫類 13 種、淡水魚類 1 種が抽出された。なお、哺乳類及び海域動物の重要な種は抽出されなかった。</p> <p>渡りの状況について、基本的な調査対象範囲ではサシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカの出現は確認されなかった。また、事業実施想定区域及びその周囲は、諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至るツル類の渡りコースの近傍に位置する。</p> <p>基本的な調査対象範囲において、動物の注目すべき生息地は存在しなかった。</p>
植物	<p>基本的な調査対象範囲において、重要な植物 3 種が抽出された。</p> <p>向島の周辺海域ではワカメ、ヒジキ、テングサが抽出され、いずれも特産として知られている。</p> <p>事業実施想定区域が近接する向島の周辺には、アラメ・カジメ場が存在している。</p> <p>事業実施想定区域に近接する向島には、主にアカメガシワーカラスザンショウ群落、タブノキーヤブニッケイ二次林及びハマビワ群落が存在している。また、島の南東部は市街地となっている。</p> <p>基本的な調査対象範囲において重要な植物群落は存在しなかった。</p>
生態系	<p>事業実施想定区域に近接する向島は、主に樹林地に分類されており、一部が畑地・造成地等となっている。</p>

表 3.1-1 (3) 基本的な調査対象範囲における自然的状況の概況

項目	地域特性
人と自然との 触れ合いの 活動の場 の状況	基本的な調査対象範囲に、キャンプ施設、自然探訪の場、採集の場などの主要な人と自然との触れ合いの活動の場はなかった。
景観	基本的な調査対象範囲における景観資源は、浜野浦の棚田、広島海中ダム、椿の群生林、馬渡島、波戸岬・池崎海岸及び名護屋浦が確認された。 基本的な調査対象範囲における主要な眺望点は、三島公園、浜野浦の棚田、松浦市初崎キャンプ場、玄海エネルギーパーク、波戸岬、波戸岬キャンプ場及び松浦市福島オートキャンプ場が確認された。

3.2 社会的状況

各調査項目における基本的な調査対象範囲を表3.2-1に示す。

社会的状況の基本的な調査対象範囲は、「3.1 自然的状況」と同様に基本的な調査対象範囲を、事業実施想定区域及びその周囲2km程度とした。

ただし、人口及び産業の状況、土地利用の状況、下水道の状況、その他規制等の内容は広域に整理されていることから、事業実施想定区域に近接する向島を基本とし、向島での情報が得られない場合は事業実施想定区域が位置する唐津市を対象とした。

表 3.2-1 (1) 基本的な調査対象範囲における社会的状況の概況

項目	地域特性
人口	向島では、過去5年で人口はやや減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいで推移している。
産業	平成27年度の産業別就業者数の構成をみると、向島では「漁業」が最も多く、全体の87.5%を占める。次いで「運輸業、郵便業」が多く、9.4%を占める。また、唐津市では「船びき網」が最も漁獲量が多く、次いで「沿岸いか釣り」が多い。
土地利用	基本的な調査対象範囲では、森林が多くを占め、その他に荒地や建物用地等が存在する。
水利用	基本的な調査対象範囲において、河川及び湖沼は存在しない。 基本的な調査対象範囲における海域は、共同漁業権と区画漁業権が設定されている。 唐津市において、地下水の取水量などに関する詳細な情報は確認できなかった。
交通	基本的な調査対象範囲において、一般国道などの幹線主要道路はない。 海上交通としては、向島から星賀港を往復する定期船「向島丸」が運行している。
学校、病院等の環境配慮施設	基本的な調査対象範囲には、唐津市立入野小学校向島分校、向島診療所がある。ただし、唐津市立入野小学校分校は平成24年度より休校している。また、向島診療所に常駐者はいない。 事業実施想定区域に近接する向島には住宅等が存在している。
下水道等の整備の状況	唐津市の汚水処理人口普及率は87.7%である。
歴史的文化的遺産	基本的な調査対象範囲には、向島Ⅰ遺跡、向島Ⅱ遺跡、荒崎遺跡が位置する。 また、基本的な調査対象範囲には、「文化財保護法」及び「佐賀県文化財保護条例」等により指定された指定文化財は存在しない。 基本的な調査対象範囲には、「22世紀に残す佐賀県遺産」制度に定める佐賀県遺産は存在しない。

表 3.2-1 (2) 基本的な調査対象範囲における社会的状況の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況</p>	<p>●関係法令等による規制状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 <p>基本的な調査対象範囲に指定地域は存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法 <p>基本的な調査対象範囲は規制地域に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法 <p>全国一律の排水基準が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 <p>事業実施想定区域は規制地域に該当しないが、基本的な調査対象範囲は規制地域に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法 <p>事業実施想定区域は規制地域に該当しないが、基本的な調査対象範囲は規制地域に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法等 <p>基本的な調査対象範囲は要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例 <p>基本的な調査対象範囲は世界文化遺産及び世界自然遺産に該当しない。</p> <p>●その他の環境保全計画等</p> <p>佐賀県及び唐津市が策定している環境保全に関する計画を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県環境基本計画 ・第2次唐津市環境基本計画 <p>●自然関係法令等</p> <p>自然関係法令等による、基本的な調査対象範囲の地域指定の状況を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園 <p>玄海国定公園に指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域 <p>自然環境保全地域には指定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県環境の保全と創造に関する条例 <p>希少野生動植物保護区の指定は県内にない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地域及び特別緑地保全地区 <p>緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 <p>生息地等保護区は指定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区等の指定状況 <p>鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定はされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 <p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく条約湿地は存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の指定地域 <p>都市計画区域及び風致地区は指定されていない。</p>

表 3.2-1 (3) 基本的な調査対象範囲における社会的状況の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況</p>	<p>●自然関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業実施計画・自然再生協議会 <p>自然再生事業実施計画及び自然再生協議会はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観についての指定地域 <p>唐津市では「唐津市景観計画」に基づき、唐津市は市内全域を景観計画区域としている。また、景観計画区域のうち、本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、景観まちづくりの推進に関する施策が特に必要と認められる区域を重点区域として指定し、重点的に景観形成施策を推進している。なお、基本的な調査対象範囲は、本計画で定める重点区域、重要ルート、先導的に取り組むエリア及び重要地区には該当していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林 <p>保安林は存在しない。</p>